

# 神戸港港湾EDIシステム利用規約

神戸港港湾管理者（以下「管理者」という。）が管理運営する、神戸港港湾EDIシステム（以下「本システム」という。）をご利用いただくにあたり、以下のとおり利用規約（以下「本規約」という。）を定めておりますので、本規約をご承諾の上、利用申込みをお願いします。

## 第1条（本システムの利用）

本システムを利用し港湾諸手続の電子申請等を行う港湾関係事業者は、本システムの利用者（以下「利用者」という。）として、登録を受ける必要があります。

## 第2条（電子申請の受付対象）

電子申請の受付は、以下の申請を対象とします。

- (1) 係留施設使用許可申請
- (2) 物揚場使用申請
- (3) 旅客乗降用施設（渡船橋）使用許可申請
- (4) 荷役機械使用許可申請
- (5) 港湾施設（荷さばき地・野積場）使用許可申請
- (6) コンテナ用電源使用許可申請
- (7) 港湾施設（上屋）使用許可申請
- (8) 船舶給水施設使用許可申請

## 第3条（利用申請方法及び利用資格の発生）

本システム利用希望者は、神戸港港湾EDIシステム利用者登録（新規）申請書を管理者に送付、到達すること、又は本システムトップページから利用登録申請（新規）を行いファイルへの記録がされたことをもって、利用申請を行ったものとします。

なお、神戸港港湾EDIシステム利用者登録（新規）申請書は様式1のとおりとします。

- 2 管理者は、利用申請内容を確認後、利用者登録申請書に記載されている連絡先のいずれかに利用者登録通知書を送付します。この通知書を受領した利用希望者が、本システムに接続可能となった時点で利用資格が発生します。

なお、利用者登録通知書は様式2のとおりとします。

## 第4条（利用者コード及びパスワード）

管理者が送付する利用者登録通知書に利用者コード及び初期パスワードを記載します。

- 2 利用者コードは本システムのログイン時にユーザーID（以下「ID」という。）として使用します。初期パスワードについては、初回ログイン時に利用者の責任において、所定の手続きにより変更の上、変更したパスワードを使用するものとします。
- 3 IDは、管理者が利用者に貸与するもので、原則として変更することはできません。利用者が、利用を取り止めた場合は、管理者は同じIDを別の利用者に貸与することができるものと

します。

- 4 IDは当該利用者のみが利用できるものとし、第三者に譲渡、再貸与及び相続等することはできません。
- 5 パスワードは、所定の手続きにより、利用者の責任において変更が可能です。パスワードは一年以内に変更する義務を負うものとし、
- 6 利用者が前項の義務を怠り、損害を被ることを防ぐ目的として、管理者は一年以内にパスワードの変更を促す措置を講じます。

#### 第5条（利用者の管理責任）

利用者は、本システムの提供を受ける権利を第三者に譲渡、貸与あるいはその類似の行為等により、第三者が管理者の提供する機能の全部又は一部を享受できる機会を、有償、無償を問わず提供することはできません。

- 2 利用者は、ID、パスワードについて責任をもって管理する義務を負うものとし、
- 3 利用者が前項の義務を怠り、又はその管理が不十分であったこと等により、第三者の不正使用等に起因する全ての損害について、当該利用者がその責任を負うものとし、管理者は一切その責任を負わないものとし、
- 4 利用者がID、パスワードを第三者によって不正使用されていることを発見した場合は、直ちに管理者にその旨届け出なければなりません。

#### 第6条（禁止される行為と賠償責任）

全ての利用者が本システムを利用できるように、システムを利用する際に次の行為を禁止します。

- (1) 他の利用者又は第三者に迷惑・不利益を与える行為
  - (2) ハッカー行為、ウィルス侵入行為等、むやみにシステム接続をはかり、本システムの正常な動作を阻害する行為
  - (3) 本規約に定められた以外の手法で本サービスに支障をきたすおそれのある行為等、管理者が不相当と判断する行為
- 2 利用者が前項で禁止している行為を行い、本システムの停止又はそれに近い状態等、正常な運用を阻害した場合、当該利用者は管理者及び他の利用者が被る損害を賠償する義務を負うものとし、

#### 第7条（調査協力義務）

管理者が第5条及び第6条に違反するか否か等、本システムの正常な動作を確認するため調査を行う必要があると判断した場合、利用者は管理者の調査に応じる義務を負うものとし、

#### 第8条（本システムの運用時間及び保守等）

本システムの運用時間は24時間です。ただし、システムメンテナンス及び障害等により本システムが停止している場合を除きます。

- 2 管理者は、本システムの稼動を良好に保つため、本システムを停止の上、保守点検を行いま

す。この場合、管理者は事前に利用者はその旨をお知らせします。

- 3 不測の事故等はやむを得ない事由により、本システムの提供が遅延又は中止の事態が発生しても管理者は責任を負わないものとします。
- 4 管理者は、本システムの正常な動作を維持するため、緊急な対応を行う必要があると判断した場合、利用者へのお知らせをせずに、本システムの停止等必要な措置を取ることができるものとします。

#### 第9条（届出事項の変更）

利用者は、利用者登録事項に変更が生じた場合は、速やかに管理者に神戸港港湾EDIシステム利用者登録（変更）申請書を提出すること、又は本システムトップページから利用登録申請（変更）を行うものとします。

なお、神戸港港湾EDIシステム利用者登録（変更）申請書は様式3のとおりとします。

#### 第10条（利用の取り止め）

利用者が、本システムの利用を取り止める場合は、神戸港港湾EDIシステム利用者登録（取消）申請書を管理者に送付、到達すること、又は本システムトップページから利用登録申請（取消）を行いファイルへの記録がされたことをもって、取り止めの申し入れを行ったものとします。

なお、神戸港港湾EDIシステム利用者登録（取消）申請書は様式4のとおりとします。

- 2 前項の届出がなされた場合、管理者は速やかに当該利用者へ提供した機能の停止及びID等関係情報の削除等を行うものとします。

ただし、利用者に滞納等の事由がある場合、ID等関係情報の削除等を行いません。

#### 第11条（管理者の免責）

管理者は、利用者が本システムの利用により発生した一切の損害について、いかなる責任も負わないものとします。

- 2 利用者間又は利用者の個々のメール送受信、インターネット接続等に関する個別の紛争、調整について、管理者は一切関知しないものとします。
- 3 管理者は、天災等不慮の事故による本システムの停止についていかなる責任も負わないものとします。

#### 第12条（管理者からの強制的な利用の停止）

利用者が次の各号の一に該当する場合、管理者は当該利用者の接続を強制的に切断し、利用を停止させることができます。

- (1) 利用者（団体）が解散した場合
- (2) 利用申し込み時の申告内容の全部又は一部が虚偽であることが判明した場合
- (3) 第6条で定める禁止行為を行った場合
- (4) 第7条の調査協力要請に応じない場合
- (5) 利用者が本システムを6ヶ月以上の長期にわたって利用しない場合

- 2 管理者は、前項による利用停止された利用者のIDを回収するとともに、当該利用者の全情

報を削除することができるものとします。

#### 第13条（利用者に対するサポート）

管理者は、ホームページ、電子メール、FAX及び電話等通信手段、ディスク類（いわゆるCD、MO、FD）等電子媒体及びマニュアル等文書資料により、利用者に対し本システムに関するサポートを提供します。

- 2 サポートの対象は、本システム利用者のみとします。
- 3 サポートとして提供できる内容は、利用者が本システムを適切に利用するために必要な情報及び本システムとの接続障害の解決・対処方法についてのみとします。
- 4 本システム利用にあたり、利用者自身のオペレーティング・システム、通信機器、通信ソフト等の一切のサポートは、有償、無償を問わず行いません。

#### 第14条（本規約の変更）

管理者は、本規約を変更する場合があります。本規約が変更された後の本システムの提供条件や内容等は変更後の規約に定めるとおりとします。

#### 第15条（合意管轄）

本システムの利用に関して、管理者と利用者との間に係争が発生し訴訟により解決する必要が生じた場合は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

#### 第16条（準拠法）

本システム利用に関する問題は、日本国の関係法令を準拠法とします。

#### 第17条（協議事項）

本システムの利用に関して、本規約によって解決できない問題が生じた場合は、管理者と利用者との間で双方誠意をもって話し合いこれを解決するものとします。

#### 附則

第1条 本規約は平成28年11月1日から適用します。

第2条 平成28年10月31日までに、本システムの利用申し込みを行い、利用承諾を得たものは、特に利用の取り止め等の届出がない限り、本規約の定めを承諾し且つ本規約に基づく本システムの利用者となります。

本システムへの利用申込み、接続トラブル等システム関連事項等の問い合わせ先

神戸市港湾局港湾計画課（EDI担当）

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4丁目1-1 ポートアイランドビル7階

電話： 078-595-6291

F A X： 078-595-6292

メールアドレス：[edi@office.city.kobe.lg.jp](mailto:edi@office.city.kobe.lg.jp)

申請の内容（受理・許可等）に関する事項等の問い合わせ先

① 係留施設使用許可申請書兼入港前動静通報

（外航船及び内航船総トン数500トン以上）

⇒ 海務課 港務係：電話 078-272-1612

② 係留施設使用許可申請書兼入港前動静通報

（内航船総トン数500トン未満）

⇒ 海務課 けい船係：電話 078-333-1051

③ 旅客乗降用施設（渡船橋）使用許可申請書

⇒ 海務課 けい船係：電話 078-333-1051

④ 物揚場使用申請書

⑤ 荷役機械使用許可申請書

⑥ 港湾施設（荷さばき地・野積場）使用許可申請書

⑦ コンテナ用電源使用許可申請書

⑧ 港湾施設（上屋）使用許可申請書

⑨ 船舶給水施設使用許可申請書

} 神戸港管理事務所：電話 078-304-2501～2503

⇒ 給水センター：電話 078-302-7624

料金に関する事項等の問い合わせ先

上記 ①～③ ⇒ 海務課 事務係：電話 078-272-1611

上記 ④～⑧ ⇒ 神戸港管理事務所：電話 078-304-2501～2503

上記 ⑨ ⇒ 給水センター：電話 078-302-7624

令和 年 月 日

神戸市港湾局港湾計画課長 あて

神戸港港湾EDIシステム利用者登録（新規）申請書

神戸港港湾EDIシステムの利用にあたり、「神戸港港湾EDIシステム利用規約」を承諾し、次のとおり利用者情報の新規登録を申請します。

申請者

(フリガナ)

1. 会社名:

(フリガナ)

2. 代表者名: 役職名:

3. 住所: 〒 —

〔電話番号: ( ) — 〕

4. 担当者

①氏名:

②部署名:

③電話番号: ( ) —

(納付書等の送付先を上記以外に指定される場合は、次の5～7に記入してください。)

(フリガナ)

5. 送付先会社名:

6. 送付先住所: 〒 —

7. 送付先担当者

①氏名:

②部署名:

③電話番号: ( ) —

次ページに続く

## 8. 使用料の支払方法（いずれかを選択し、□に✓印を記入してください）

 納 付 書 口 座 振 替（同時手続き中の場合）

※ 口座振替には事前に口座振替納付依頼書にて金融機関への届出が必要です。

この届出には神戸市港湾局が交付した利用者コードが必要です。

詳細は、ホームページを御覧ください。

URL : <https://www.port.city.kobe.jp/MinatoWeb/View/WW01010301/WW01010301View.htm>

## 9. 申請方法（利用するものすべての□に✓印を記入してください）

 Web 申請 持参等、Web 申請以外10. 通知方法（各申請に対する許可などの通知方法を 1つ選択・記入してください） メール \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_ F A X ( ) \_\_\_\_\_ 不 要

## 11. (NACC S 経由にて申請をされる方)

NACC S 港湾サブシステムの ID : \_\_\_\_\_

## 12. その他

- ・暴力団の活動に利用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその利用が認められないときには、利用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとります。
- ・暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがあります。

神戸市港湾局 担当者 記入 欄	
上記申請に基づき、 利用者コードの交付を依頼します。 令和 年 月 日	上記申請に基づき、利用者コードを交付しました。 令和 年 月 日 利用者コード : _____
依 頼 課 ・ 担 当 者	処 理 課 ・ 担 当 者
港湾局	港湾局港湾計画課 TEL : 078-595-6291 FAX : 078-595-6292 E-mail : <a href="mailto:edi@office.city.kobe.lg.jp">edi@office.city.kobe.lg.jp</a>

※記入後は電子メールでお送りください。 <送信先> [edi@office.city.kobe.lg.jp](mailto:edi@office.city.kobe.lg.jp)  
(FAX でお送りいただくことも可能です。)

令和 年 月 日

神戸市港湾局港湾計画課長 あて

神戸港港湾EDIシステム利用者登録（変更）申請書

神戸港港湾EDIシステム利用者情報の変更を申請します。

申請者（会社名）：\_\_\_\_\_

利用者コード（5桁）：\_\_\_\_\_

登録内容変更日：令和 年 月 日

(以下、追加・変更する項目の□に✓印を記入の上、追加・変更内容のみ記入してください。)

(フリガナ)

□ 1. 会社名：

(フリガナ)

□ 2. 代表者名： 役職名：

□ 3. 住所： 〒 —

〔電話番号： ( ) — 〕

□ 4. 担当者

①氏名：

②部署名：

③電話番号： ( ) —

(納付書等の送付先を上記以外に指定される場合は、次の5～7に記入してください。)

(フリガナ)

□ 5. 送付先会社名：

□ 6. 送付先住所： 〒 —

□ 7. 送付先担当者

①氏名：

②部署名：

③電話番号： ( ) —



8. 使用料の支払方法（いずれかを選択し、に✓印を記入してください）

納 付 書

口 座 振 替（同時手続きや銀行手続中の場合）

口座情報変更（同時手続きや銀行手続中の場合）

※ 口座振替及び口座情報変更には事前に口座振替納付依頼書にて金融機関への届出が必要です。

この届出には神戸市港湾局が交付した利用者コードが必要です。

詳細は、ホームページを御覧ください。

URL：<https://www.port.city.kobe.jp/MinatoWeb/View/WW01010301/WW01010301View.htm>

9. 申請方法（利用するものすべてのに✓印を記入してください）

Web 申請

持参等、Web 申請以外

10. 通知方法（各申請に対する許可などの通知方法を1つ選択・記入してください）

メール \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

F A X （            ）            -

不 要

11. (NACC S 経由にて申請をされる方)

NACC S 港湾サブシステムの I D : \_\_\_\_\_

12. そ の 他

- ・暴力団の活動に利用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその利用が認められないときには、利用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとります。
- ・暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがあります。

神戸市港湾局担当者記入欄	
上記申請に基づき、 利用者情報の内容変更を依頼いたします。 令和 年 月 日	上記申請に基づき、利用者情報の内容を変更しました。 令和 年 月 日 利用者コード： _____
依 頼 課 ・ 担 当 者	処 理 課 ・ 担 当 者
港湾局	港湾局港湾計画課 TEL：078-595-6291 FAX：078-595-6292 E-mail： <a href="mailto:edi@office.city.kobe.lg.jp">edi@office.city.kobe.lg.jp</a>

※記入後は電子メールでお送りください。 <送信先> [edi@office.city.kobe.lg.jp](mailto:edi@office.city.kobe.lg.jp)  
(FAXでお送りいただくことも可能です。)

令和 年 月 日

神戸市港湾局港湾計画課長 あて

神戸港港湾EDIシステム利用者登録（取消）申請書

下記について、神戸港港湾EDIシステム利用者情報の取消を申請します。

申請者（会社名）：\_\_\_\_\_

利用者コード（5桁）：\_\_\_\_\_

申請者

（フリガナ）

1. 会社名：

（フリガナ）

2. 代表者名： 役職名：

3. 住所： 〒 \_\_\_\_\_

4. 担当者

①氏名：

②部署名：

③電話番号：（ ） \_\_\_\_\_

## 神戸市港湾局担当者記入欄

上記申請に基づき、 利用者登録の取消を依頼します。 <b>（※未納等がある場合は、取消できません。）</b> 令和 年 月 日	上記申請に基づき、 利用者登録を取消しました。 令和 年 月 日 利用者コード：_____
依頼課・担当者	処理課・担当者
港湾局	港湾局港湾計画課 TEL：078-595-6291 FAX：078-595-6292 E-mail： <a href="mailto:edi@office.city.kobe.lg.jp">edi@office.city.kobe.lg.jp</a>

※記入後は電子メールでお送りください。 <送信先> [edi@office.city.kobe.lg.jp](mailto:edi@office.city.kobe.lg.jp)  
(FAXでお送りいただくことも可能です。)